

施設見学受入れガイドライン（消防署）

施設見学の受入れについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防し、安心して実施できるよう、次のとおりガイドラインを定めます。

- 1 受入れ可否の判断（感染拡大に伴う措置状況による・共通事項）
緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施期間中は受入れ不可とし、それ以外の期間は受入れ可とします。
- 2 受入れ条件
 - (1) 見学できる曜日、時間帯
日時・曜日については、消防署の行事と調整した上で、協議し決定します。
 - (2) 見学の時間帯
時間帯については、消防署の行事と調整した上で、協議し決定します。
 - (3) 人数・時間の制限
人数・時間に合わせた実施内容を事前協議し決定いたします。
可能な限り見学者間の距離を最低1m（できるだけ2m）確保するなど、3密を避けるための感染防止対策の徹底をお願いします。
- 3 見学前の準備（代表者の方へ）
 - (1) 見学者の健康状態の確認と検温を行うこととし、次のいずれかに該当する状態の場合は、見学はできません。
 - ア 発熱（37.5度以上）、息苦しさ、倦怠感、咳・咽頭痛などの症状がある。
 - イ 見学者のご家族にアの症状がある方がいる。
 - ウ 見学者が感染拡大している国・地域への訪問歴があり、入国後の自宅等での待機期間を終えていない場合。
 - (2) 見学時に次の感染防止策を徹底するための準備をお願いします。
 - ア マスクの着用（原則）
 - イ 見学前後等の手指消毒
- 4 見学当日の感染対策
以下のことに留意し、施設を見学してください。
 - (1) 施設内の移動時の見学者間の距離を確保する。
 - (2) 大きな声を出さないなど、飛沫感染対策をする。
 - (3) 手指消毒を徹底する。
 - (4) 咳エチケットを徹底し、原則マスクを着用する（各自ご用意ください）
 - (5) 鼻水や唾液などが付いたごみ等、見学中に出たゴミは、ビニール袋に密封して各自持ち帰ること。

※ マスク着用時は熱がこもるため、衣服の着脱や水分補給をしていただくなど、体調管理をお願いします。
- 5 もしも感染が疑われる方が発生した場合
見学者の方の安全確保のため、以下の点をあらかじめご了承のうえ、ご利用をお願いします。
 - (1) 見学中や見学後に、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が発生した場合や検査の結果陽性と診断された場合は、直ちに当該施設職員にご連絡をお願いします。

- (2) 陽性者が発生した場合は、保健所の判断が濃厚接触者に該当しない場合でも、その後1週間程度、体調の変化や他の方への接触等に十分気を付けてください。
- (3) 保健所等の指示により見学者の情報を保健所等に提出していただく場合があります。
- (4) 状況により一定期間（概ね10日間）見学等は休止となる場合があります。

6 その他

- (1) 施設見学申請書の提出をお願いします。
- (2) 当日の参加者名簿については、提出不要ですが事前に作成しておいてください。
- (3) 手指消毒用の薬剤については、施設側で準備しておりますが、マスクは各自でご準備ください。
- (4) 検温については、学校を出発するまでに行い、結果を参加者名簿等へ記録しておいてください。

施設見学の申込みは、原則電話にて受付けております

連絡先：芦屋市消防署（代表）0797-32-2345
（FAX）0797-32-0119